



会員さんへ

## [R-body project 会員規約 および 個人情報取扱指針]

### 会員規約

#### 第1章 総則

第1条 名称/本クラブの名称は、[R-body project] (以下本クラブという)とする。

第2条 運営及び管理/本クラブの施設は、東京都渋谷区広尾1-3-14 株式会社R-body project(以下会社という)が運営、管理を行う。

第3条 目的/本クラブは、会員各人の身体自己管理の啓蒙、心身の健康維持・増進、会員相互の親睦・交流を目的とする。

#### 第2章 会員

第4条 会員制度/本クラブは会員制とする。

第5条 入会資格/本クラブ会員は、本クラブの趣旨に賛同し、会社が定めた規約・細則及びその他運営規則を厳守することに同意した者に限るものとし、入会希望者は所定の入会手続きを行い、次の各号に定める条件を全て満足しなければならない。

(1)医師等に運動を禁じられておらず、本クラブの諸施設の利用に支障がないと申告された方。

(2)本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。

(3)刺青をするなど、会員として会社が不適当と認める事由のない方。

(4)暴力団等の反社会的団体に関与していない方。

(5)その他会社が会員として不適当と認める事由のない方。

第6条 会員区分/本クラブの会員区分は、次の通りとし、会員の要件及び利用範囲等の条件については会社が別途これを定める。

(1)個人会員

(2)法人会員

(3)短期会員

#### 第7条 入会手続

1.本クラブの入会希望者は、所定の申込用紙を提出して会社の承認を得るとともに、会社の定める諸費用を支払うものとする。

2.前項において会社はその自由な裁量により入会申込を承認又は承認しないことができ、承認しない場合であってもその理由を示す必要はない。

3.本条に定める諸費用の納入をもって、入会希望者と会社の間で本規約による本クラブ利用規約が成立し、入会希望者は本クラブの会員となる。

第8条 未成年者の取扱い/未成年者が会員になろうとするときは、本人とその親権者の連署にて申込手続きを行うものとする。この場合、親権者は本人と連帯して本規約に基づく責任を負う。

#### 第9条 入会金・会費等/

1.入会金・諸会費・諸料金等の金額・支払時期・支払方法は会社が別途これを定める。

2.一旦納入した入会金・諸会費・諸料金等は、理由の如何を問わずこれを返還しない。

3.会社は、本クラブの運営上必要と判断した場合又は経済情勢の変動に応じて、入会金・諸会費・諸料金等の金額を変更することができる。

#### 第10条 会員証/

1.本クラブは会員に対し、会員証を受付する。

2.会員が、本クラブ諸施設を利用するときは、会員証を必ずフロントに提示するものとする。

3.会員証に記名された本人及び法人会員の構成員以外使用できないものとする。また、譲渡・転貸することはできない。

4.会員は会員証を紛失した場合には、すみやかに本クラブに届け出、ただちに所定の手続きを行い再発行を本クラブに申請するものとする。なお、会員証の再発行に関する手数料は全て会社の負担とする。

5.会員は会員証の盗難・紛失・毀損・汚損等に起因して会員又は会社に発生する損害について一切の責任を負う。

#### 第11条 施設の利用

1.会員は、本クラブの営業時間内に本規約・細則及びその他会社の定める規則に従い、本クラブ施設を所定の方法によりその料金を支払って利用することができる。但し、会社が特別行事あるいは施設の改装・整備等を行う場合、施設の一部を廃止し又は利用を制限することができる。

2.会員は、本クラブ内では係員の指示に従わなければならない。

第12条 退会/会員が本クラブを退会する場合は、会員証を添付のうえ、所定の書面により退会手続きを行うものとする。

第13条 会員除名/会社は、会員が次の各号の一つに該当する場合は、何ら警告を要することなく除名又は会員資格の一時停止をすることができる。

(1)本クラブ施設及び備品を故意に破損した場合。

(2)本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱した場合。

(3)会費その他の支払を3ヶ月以上滞納した場合。

(4)入会に際して虚偽の申告をしたことが明らかになった場合。

(5)第5条各号のいずれかを満たさなくなった場合。

(6)その他会社が本クラブの会員として不適当と判断した場合。

第14条 会員資格喪失/会員は次の各号に該当した場合に、会員資格を喪失する。その場合、速やかに会員証を返還しなければならない。

- (1)会員が退会した場合。
- (2)会員が除名された場合。
- (3)会員が死亡した場合。
- (4)法人が解散した場合。

第15条 休会/

- 1.会員が本クラブを休会する場合は、会員証を添付のうえ、所定の書面により休会手続きを行うものとする。
- 2.休会可能期間は、2ヶ月以上6ヶ月未満とする。
- 3.休会中は会員は所定の手続きにより復帰することができる。但し、所定の手続きを行わず、休会期間が6ヶ月を超過した場合には、当然に復帰するものとする。

第16条 変更事項の届出/会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合は、所定の書面により速やかに届け出るものとする。

### 第3章 個人情報

第17条 個人情報の取り扱い

- 1.会社による会員の個人情報の取り扱いについては、別途会社が定める個人情報保護方針の定めによるものとし、会員は、この個人情報保護方針にしたがって会社及び会社のグループ会社が会員の個人情報を取り扱うことについて同意するものとする。
- 2.会社は、会員が会社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、会員はこれに異議を唱えないものとする。

### 第4章 その他

第18条 ゲスト/

- 1.本クラブは、会員が同伴又は所定の手続きにより会社が承認した会員以外の方(以下ゲストという)に、会員の施設利用の妨げにならない範囲で、本クラブの施設を利用させることができる。
- 2.本クラブを利用できるゲストは第5条の会員資格を満たさなければならないものとする。
- 3.ゲストの利用料金その他ゲストの利用に関する事項は、別途細則で定める。

第19条 営業時間及び定休日/

- 1.本クラブの営業時間及び定休日については、別途細則で定める。
- 2.会社は諸般の事情により施設の営業時間及び定休日等を変更することができる。

第20条 施設の廃止・利用制限/

- 1.天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむをえない理由が発生した場合に、会社は施設の全部を閉鎖若しくは一部廃止、又は利用を制限することができる。
- 2.前項により本クラブが閉鎖された場合、会社は全ての会員との契約を解除できるものとし、会員はこれに対して何らの異議を述べず、また損害賠償請求等いかなる請求も行わないものとする。但し、この場合にも会社は即納の入会金、諸会費、諸料金等を返還しないものとする。

第21条 会員等の損害賠償/

- 1.会員及びゲスト(以下「会員等」という)は、自己の責任において本クラブの施設を利用するものとする。
- 2.会員等が本クラブの施設利用に際して生ぜしめた人的物的事故については、会員等の過失の有無に拘わらず、会社は一切損害賠償責任を負わない。また、会員等が自己の責に帰すべき事由により会社又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責を負うものとする。法人会員利用者の場合は、登録法人も連帯して責を負うものとする。

第22条 会社の損害賠償/会員等が、本クラブの施設利用に際して被った人的物的事故については会社に過失がある場合は、会社の行為と相当な因果関係のある範囲内で会社は一定の保証をするものとする。

第23条 通知/

- 1.本クラブの規約、細則、その他管理、運営に関する事項の改正、廃止等の会員への告知、本クラブ所定の場所への提出又は郵送のいずれか或いは両方により行う。
- 2.前項の郵送は、会員が届け出た住所又は連絡先・氏名宛への発送を持って完了したものとする。

第24条 その他諸規約の改定

- 1.会社は、必要と認めた場合、本規約、細則、その他会社の定める規約の改定を行うことができ、その効力は全会員に及ぶ。
- 2.会員は、前項における諸規約の改定に対し、異議申し立て、権利の主張、その他一切の請求をすることができない。

第25条 施行/本規約は平成16年11月1日より施行するものとする。

#### [細則]

第1条 会費等/入会金、諸会費、諸料金等は別に定める。

第2条 会費等費用の支払/

- 1.会員の月会費の支払いは、原則的に口座振替により行う。
- 2.会員の月会費の支払いは、前月10日締め、前月27日払いとする。
- 3.月会費以外の費用の支払いについては、会社の定める方法で支払うものとする。

第3条 施設利用の範囲/会員及びゲストは、本クラブ内の全施設を利用することができる。但し、施設によっては会員に予約を求めるほか、その利用時間を制限することがある。

第5条 休業日/

1.会社は、定休日の他施設の点検、補修及び改造等施設の管理運営上やむを得ない場合は、別途施設内に掲示又は通告したうえ臨時に休業日を設け、又は利用時間を制限することができる。

2.年末年始、夏季等の季節休業日については、その都度施設内又は会社の管理するウェブサイト等において掲示又は通知を行う。

第6条 名義変更/会社は、会員の名義変更を一切行わない。

第7条 届出/会員は、休会又は退会する場合はその希望月の前月10日(当日が定休日の場合は翌営業日)までに、フロントに会員証を添付の上会社所定の書面により手続きを行わなければならない。

第8条 細則の改定/

1.会社は、必要と認めた場合、本細則の改定を行うことができ、その効力は全会員に及ぶ。

2.会員は本規約の改定に対し異議申立て、権利の主張、その他一切の請求をすることができない。

第9条 施行/本細則は、平成16年11月1日より施行する。

## 個人情報取扱指針

### 第1条 個人情報取扱指針

株式会社R-body project（以下「当社」といいます）は、この個人情報取扱指針の定めに従い会員の個人情報を取り扱います。当社は、個人情報の保護に関する法律（改正された場合は、改正後のものをいい、以下「個人情報保護法」といいます）その他各種法令を遵守するとともに、会員のプライバシー保護に充分配慮します。当社では、次条に記載する会員の個人情報を第6条に基づき提供する場合があります、この場合、提供する個人情報の内容は第3条に記載する利用目的の達成に必要な範囲とします。

### 第2条 個人情報の項目

(1)「入会申込書」の記載事項及び入会申込時の以下の登録事項(変更の申出の内容を含みます)

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス等

(2)トレーニング情報

(3)コンディショニング情報

(4)食事に関する情報

(5)休会・退会状況

(6)クレジットカード番号

(7)その他の記述又は個人別に付与された番号・記号その他の符号

(8)画像又は音声によりその個人を識別できるもの

(9)会員向けサービスのご利用状況(各店舗でのサービスのご利用状況等)

(10)当社のWebサイトへアクセスしたことを契機に機械的に取得された、お使いのブラウザの種類・バージョン、オペレーションシステム、プラットフォーム等のほか、閲覧履歴等のサービスご利用履歴

(11)会員のコンピュータがインターネットに接続するときに使用されるIPアドレス、モバイル端末でのアクセスによる契約端末情報

(12)ご意見、ご要望、お問い合わせ等の内容

(13)モバイル端末による位置情報

(14)新たなサービスご利用の際にご提供いただく一切の事項

(15)その他個人情報保護法を遵守した上で、当社が取得するあらゆる個人情報

### 第3条 利用目的

会員の個人情報の利用目的は、以下各号の通りとします。

(1)会員向けサービスの適切かつ円滑な運営のため

(2)会員向けサービスの変更等の場合に、後継サービスへの引継ぎやそれらに関連する業務の実施のため

(3)会員向けサービスにおいて真正な登録者であるかの確認のため

(4)会員向けサービスにおいて、法人等団体で契約した際に、利用者として登録及び利用履歴の管理を行うため

(5)法令、当社との契約又は利用規約に違反した方を特定し、利用をお断りするため

(6)ライフスタイル提案のための会員情報分析のため(具体的には、会員の興味・関心に応じて、どのような情報やサービス等を提供することが会員へのサービスの向上・改善等に効果的であるかを検討することにより、当社や他社のサービスや情報の内容を充実・改善し、又は、新しいサービスを提供することを目的として、会員の個人情報について分析を行うことを意味します。)

(7)会員に対する、電子メールを含む各種通知手段によるライフスタイル提案、又は当社が適切と判断した企業のさまざまな商品情報、サービス情報その他の営業の案内若しくは情報提供

(8)業務提携企業がある場合で、かつ共同で提供するサービス（以下、「共同サービス」といいます）を利用者が利用される場合に、業務提携企業に対して、共同サービスの提供に必要な最小限の項目の個人情報を提供するため

(9)マーケティングやサービスの機能向上のための個人情報の属性の集計、分析、統計資料作成のため（統計資料とは、個人が識別・特定できないように加工したものをいい、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、この統計資料も当社のグループ会社各社又は業務提携先に提供することがあります。)

(10)会員が登録又は申込みしたサービスを含む当社のサービス全体の品質及び機能の向上並びに新たなサービスの開発・研究のため

(11)会員からのご意見、ご要望、お問い合わせ等に対する適切な対応のため

(12)本条第6条に記載する条件に従い、同条に定める提供先への情報提供のため

(13)その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

#### 第4条 業務委託

当社は、本規約に定める会員向けサービスの運営や管理に必要な業務の一部又は全部を、守秘義務契約を締結した委託先に委託する場合があります。

#### 第5条 共同利用

当社が取得した個人情報は、当社と当社の属するグループ会社各社及び、共同でサービスを提供する業務提携企業がある場合はその業務提携企業と、上記利用目的の達成に必要な範囲で、共同で利用する場合があります。かかる共同利用を行う場合、当社は、会員に対し、共同して利用する個人情報の項目、共同利用する範囲、共同利用の目的、共同して利用する組織の個人情報保護管理責任者氏名又は名称、取得方法を書面により又はウェブサイト上において通通知します。

#### 第6条 第三者に提供される個人情報

当社が、当社の連結対象会社若しくは持分法適用会社又は提携先に対して提供する第2条に定める会員の個人情報の取り扱い、以下の通りとします。

会員は、当社が、以下に記載する条件に従って、第2条に定める個人情報を下記1.に定める提供先に対して提供することにつき、同意します。

1.提供先について個人情報の提供先は、次の(1)及び(2)に記載する企業に限ります。

(1)当社の連結対象会社又は持分法適用会社

(2)別途当社の定める提携先のうち、会員から個別の同意を得たもの

なお、当社又は当社の連結対象会社若しくは持分法適用会社から個人情報の提供を受けた提携先が、更に第三者に対して当該個人情報を提供することはありません。

2.「第三者に提供される個人情報の項目」について

第三者に提供される個人情報の項目は、第2条に定める各個人情報の項目のうち、第3条に記載する利用目的の達成に必要な範囲に限ります。

3.「第三者への提供の手段又は方法」について

書面若しくは電磁的な方法による送付又は送信

4.第三者への個人情報の提供を停止する方法

会員は、当社の定めるウェブサイト上で、又は当社所定の届出書を当社指定の方法に従って提出することにより、当該本人が識別される個人情報の第三者への提供の停止を求めることができます。

#### 第7条 提供先の変動について

第6条第1項に定める当社の連結対象会社、持分法適用会社及び提携先は、当社による他企業の合併・買収、新規の提携先の加入その他の事由により変動する場合があります、最新の情報は書面又は当社の定めるウェブサイト上で通知します。

#### 第8条 個人情報の開示等

会員が自己の個人情報について、個人情報保護法又はその関連法令に基づく利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、又は第三者への情報提供の停止を求める場合には、当社所定の届出書により当社所定の方法で請求してください。

#### 第9条 個人情報のセキュリティについて

当社では、個人情報を利用目的に応じて必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理し、漏洩、滅失、毀損等のリスクに対して、技術面及び組織面において合理的かつ厳正な安全対策を講ずるものとします。

#### 第10条 個人情報取扱指針の変更手続き

当社は、必要に応じて、この個人情報取扱指針を変更します。なお、当社は、この個人情報取扱指針を変更する場合には、変更後のこの個人情報保護指針の施行時期及び内容を当社のウェブサイト上での表示その他の適切な方法により周知し、又は会員に通知します。

#### 第11条 留意事項

この個人情報取扱指針の記載内容に同意のない場合、会員登録の拒絶や会員登録完了後に退会の手続きを執ることがあります。

【2019年9月30日制定】